

國民勤勞報國協力令(昭和十六年十一月二十二日)
勅令第九百九十五號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム)第五條ノ規定ニ基ク帝
國臣民ノ勤勞報國ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ(以下國民勤勞報國隊ニ依ル協力ト
稱ス)ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ
行フ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

第三條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキ者ハ帝國臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未滿
ノ男子及年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子(妻及届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事
情ニ在ル女子ヲ除ク)トス

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依
ル協力ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内

第五條關係

0833

トス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

第五條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ場所及期間竝ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第七條 前條ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベキ者ヲ選定シ其ノ豫定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ協力ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ選定ヲ爲スニ當リテハ本人ノ年齢、職業、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌スベシ

第八條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ同項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベシ

(三四)

0834

第九條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除

クノ外其ノ協力ヲ受クル者之ヲ負擔スルモノトス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分
取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒

四 陸海軍軍屬

五 現ニ徵用中ノ者

六 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及學校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場
事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總動員業務ニ従事スル者

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲

サシメザルモノトス

第五條關係

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル總動員業務ニ従事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若

ハ學校長又ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關

スル事務ノ一部ヲ國民職業指導所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣トアルハ第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル

措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

第十五條 本令ニ於テ學校ト稱スルハ第十條第六號ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校

ヲ謂ヒ學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ノ長ヲ謂フ

第十六條 前二條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺

太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ

在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ市町

(三三三)

村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條關係

五

0837

國民勤勞報國協力令中改正ノ件

(昭和十八年六月十九日
勅令第五百十五號)

(追三ノ六七)

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條第一項中「四十年」ヲ「五十年」ニ改ム

第四條中「三十日」ヲ「六十日」ニ改ム

第六條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ區長トス」ニ改ム

第十四條中「東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス」ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總監トス」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條、第六條及第十四條ノ改正規定ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條關係

六ノ一

0838

國民勤勞報國協力令施行規則(昭和十六年十二月一日
厚生、文部省令第三號)

(112)

第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ左ニ掲グル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

- 一 總動員物資ノ生産、修理又ハ配給ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 四 軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル業務

第二條 國民勤勞報國協力令(以下令ト稱ス)第三條第三項ノ規定ニ依ル學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第三學年以上ノ生徒、國民學校高等科第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第二學年以上ノ生徒及國民學校高等科第二學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第一學年以上ノ生徒ハ年齢十四年未滿ノ者ト雖モ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキモノトシ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學

第五條關係

七

0839

資格トスル學校ノ第二學年以下ノ生徒、國民學校高等科第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第一學年ノ生徒及國民學校ノ兒童ハ年齢十四年以上ノ者ト雖モ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

第三條 令第四條第一項ノ一年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第四條 令第五條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣ニ之ヲ爲スベシ

大學、高等學校、專門學校、高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所及實業學校教員養成所(以下大學高等專門學校ト稱ス)在學者ニ非ザル者ヲ以テ作業地ノ道府縣内ニ於テ編成セラ
ルル國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要
スル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該作業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ請求又ハ申請ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クベキ作業地内地ニ在ルトキハ當該作業
地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 前條ノ請求又ハ申請ハ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第六條 厚生大臣大學高等專門學校在學者ニ非ザル者ヲ以テ編成セラルル國民勤勞報國隊ニ依ル協
力ノ請求又ハ申請ヲ受ケタル場合ニ於テ協力ノ必要アリト認メタルトキハ地方長官ニ對シ國民勤

COIID

0840

勞報國隊ノ編成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スモノトス

(三)

第七條 地方長官前條ノ命令ヲ受ケタル場合又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ請求若ハ申請ヲ受ケ其ノ協力ノ必要アリト認メタル場合ニハ直ニ市町村長(市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ國民勤勞報國隊編成令書ヲ交付シ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズベシ

第八條 厚生大臣大學高等專門學校在學者ヲ以テ編成セラルル國民勤勞報國隊ニ依ル協力ノ請求又ハ申請ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ協力ノ必要アリト認メタルトキハ當該學校長ニ對シ國民勤勞報國隊編成令書ヲ交付シ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第九條 前二條ノ國民勤勞報國隊編成令書ハ様式第二號ニ依ルモノトス

第十條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ゼラレタル者(以下國民勤勞報國隊編成者ト稱ス)ハ前條ノ國民勤勞報國隊編成令書ニ基キ直ニ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベキ者ヲ選定シ様式第三號ニ依ル國民勤勞報國隊協力令書ニ依リ之ニ通知スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ口頭ヲ以テ通知スルコトヲ得

國民勤勞報國隊編成者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル者ノ中ヨリ國民勤勞報國隊ノ指揮ヲ爲ス者(以下

第五條關係

九

0841

國民勤勞報國隊長ト稱ス）ヲ選定シ之ニ其ノ旨通知スベシ

第十一條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ所定ノ日時ニ所定ノ場所ニ出頭スベシ

前項ノ者疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アル爲國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコト能ハザルトキ

ハ直ニ國民勤勞報國隊編成者ニ其ノ旨申出ヅベシ

國民勤勞報國隊編成者前項ノ申出アリタル場合ニ於テ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ前
條第一項ノ通知ヲ取消スベシ

第十二條 國民勤勞報國隊長ハ國民勤勞報國隊員ノ部署ヲ定メ之ヲ指揮監督スベシ

國民勤勞報國隊員ハ國民勤勞報國隊長ノ指揮ニ從ヒ規律ヲ重ンジ國民勤勞報國ノ實ヲ擧グルコト
ヲ期スベシ

第十三條 國民勤勞報國隊員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アル爲引續キ國民勤勞報國隊ニ依ル協力
ヲ爲スコト困難トナリタルトキハ其ノ旨國民勤勞報國隊長ニ申出ヅベシ

國民勤勞報國隊長前項ノ申出アリタルトキハ國民勤勞報國隊編成者ニ其ノ旨報告スベシ

國民勤勞報國隊編成者前項ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ
其ノ者ノ當該國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ免除スベシ

（三）

第十四條 令第九條ノ規定ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ニ於テ負擔スベキ經費ハ左ニ掲グルモノトス

一 作業地ニ至ル往復旅費

二 手當又ハ謝金

三 宿泊料

四 食費

五 其ノ他厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認メタル費用

厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ヲシテ前項ノ經費ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシメザルコトヲ得

第十五條 國民勤勞報國隊員業務上負傷シ、疾病ヲ罹リ又ハ死亡シタルトキハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ハ様式第一號ニ依ル國民勤勞報國隊協力申請(請求)書ニ記載シタル條項ニ從ヒ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

第十六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校長又ハ國民勤勞報國隊員若ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第五條關係

0843

第十七條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民職業指導所長ヲシテ令第五條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ニ關スル審査、前條ノ規定ニ依ル報告ノ徵取其ノ他國民勤勞報國隊編成者又ハ國民勤勞報國隊員若ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ノ監督ニ關シ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十八條 學校報國團ノ隊組織ノ編成アル學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付學校報國隊ヲ以テ國民勤勞報國隊ト看做ス

第十九條 第四條、第六條、第八條、第十四條、第十六條及第十七條中厚生大臣トアルハ令第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

國民勤勞報國隊協力申請(請求)書	
住所(團體ナルトキハ其ノ所在地)	申請者(請求者)ノ氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名)

(三三)

第五條關係

其ノ他必要ナル事項	宿舎、保健、衛生、救護施設	災害、疾病、死亡等ニ對スル扶助ノ内容	負擔經費		作業期間及一日ノ作業時間	作業指導者ノ職氏名	所要人員		作業種類	事業ノ種類	作業場名	所在地
			旅費	手當又ハ謝金			女	男				
					自昭和 年 月 日 時 分		人	人				
							人	人				
							人	人				
									計			
							人	人				

(113)

0845

右國民勤勞報國隊ノ協力相受度此段及申請(請求)候

昭和 年 月 日

住所(團體ナルト
キハ其ノ所在地)

申請(請
トキハ其ノ名稱
求)者 氏名(團體ナル
及代表者ノ氏名)

印

(厚生大臣
文部大臣
厚生大臣)

府 知事 殿
縣 (北海道廳長官)

備考

- 一、本申請(請求)書ニハ地方長官ニ申請(請求)スルトキハ副本一通、厚生大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本二通、文部、厚生兩大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本三通ヲ作成添付スルコト
- 二、申請(請求)書ノ「住所(團體ナルトキハ其ノ所在地)」欄ニハ申請(請求)者個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、團體ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ「氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名)」欄ニハ申請(請求)者個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 三、作業場ノ「所在地」「名稱」欄ニハ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載シ、「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 四、所要人員ノ「作業種別」「男」「女」欄ニハ従事スベキ作業ノ内容ヲ具體的ニ記載シ作業數種アルトキハ其ノ作業種別毎ニ所要人員ヲ性別ニ記載スルコト

CHID

0846

- 五、「作業指導者ノ職氏名」欄ニハ國民勤勞報國隊ノ作業中ノ指導監督ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ記載スルコト
- 六、「作業期間及一日ノ作業時間」欄ニハ作業ノ開始終了ノ年月日、一日ノ作業ノ始終時間、休憩時間ヲ記載スルコト
- 七、負擔經費欄ニハ經費別ニ負擔ノ有無並ニ一人當ノ金額、現物支給ノトキハ其ノ内容等詳細ニ記載スルコト
- 八、「扶助ノ内容」欄ニハ災害、疾病ノ場合ノ療養、及災害、疾病死亡ノ場合ノ扶助ノ内容ヲ記載スルコト
- 九、「宿舍、保健、衛生、救護施設」欄ニハ施設ノ有無、施設ノナキトキハ其ノ措置方法ヲ記載スルコト
- 一〇、「其ノ他必要ナル事項」欄ニハ所要人員ノ年齢範圍、特殊技能ノ要否、特別ノ條件ヲ必要トスルトキハ其ノ内容(學生生徒ニ依ル協力ヲ希望スルトキハ其ノ學校ノ程度及種類別)等其ノ他國民勤勞報國隊ノ編成ニ付參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 一一、就業案内其ノ他作業ノ内容等ヲ知ルニ足ルベキ文書等アルトキハ添附スルコト

第五條關係

様式第二號

國民勤勞報國隊編成令書

國民勤勞報國隊ヲ編成スベキ者ノ職氏名

右ノ者左ノ事項ニ依リ國民勤勞報國隊ヲ編成シ之ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ爲スベシ

隊ノ名稱	隊長ニ關スル事項	隊ノ出頭スベキ日時及場所	協力者ノ住所(團體ナルトキハ其力ノ所在地)	申請ノ氏名(團體ナルトキハ其請求ノ名稱及代表者ノ氏名)	作業指導者ノ職氏名	作業場ノ所在地及名稱	作業ノ内容	協力期間	支給、経費	災害、疾病、死亡等ニ對スル扶助ノ内容	協力セシムベキ員數				
											及標準	範圍	男	女	人
								自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日							

〇三〇

0848

宿舍、保健、衛生、救護施設	
其ノ他参考トナルベキ事項	

（印）

昭和 年 月 日

（文部大臣）
（厚生大臣）
府縣知事
（北海道廳長官）
氏 名
印 印 印

備考

- 一、「隊長ニ關スル事項」欄ニハ隊長ノ選定ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スルコト
- 二、「銓衡範圍及標準」欄ニハ作業ノ内容ニ應ジ協力セシムベキ者ノ年齡範圍、特殊技能ノ要否等其ノ他協力セシムベキ者ノ適格條件ヲ具體的ニ示シタル銓衡ノ標準ヲ記載スルコト
- 三、「出頭スベキ日時及場所」欄ニハ隊ノ出頭スベキ日時及場所ヲ明瞭ニ記載スルコト
- 四、「作業内容等其ノ他」ニ付軍ノ機密又ハ極秘ニ屬スルモノアルベキヲ以テ必要ニ應ジ記載事項ヲ省略スルコト
- 五、「協力期間」欄ニハ作業ニ従スベキ日數並ニ出發、歸還ノ往復日數ヲ加ヘタル期間ヲ記載スルコト
- 六、「其ノ他参考トナルベキ事項」欄ニハ作業ニ適當ナル服裝、携帶品等協力スベキ者ニ對スル注意事項、其ノ他編成ニ關シ特ニ参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 七、學校報國團ノ隊組織ノ編成アル學校ニ關シテハ「國民勤勞報國隊ヲ編成」トアルハ「學校報國隊ヲ出動」トスルコト

第五條關係

0849

國民勤勞報國隊協力令書

協力スベキ者ノ住所

氏

名

右者左記了知ノ上本國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベシ

記

一、出頭日時

一、出頭場所

國民勤勞報國隊編成者ノ職氏名

裏面参照

昭和 年 月 日 時 分 令書受領

氏

名 圖

(1110)

0850

第五條關係

注意事項	支給すべき經費		協力期間	従事ノ内容	作業場所		隊ノ名稱
	手當	旅費			名稱	所在地	
			自昭和 年月日				
	其ノ他	宿泊料					

一、出頭時間ヲ嚴守スベシ
 一、萬一指定ノ日時ニ出頭シ難キ事情アル場合ハ其ノ旨直ニ編成者ニ通報シ其ノ指揮ヲ承クベシ
 一、木人不在ノ爲代理者ヲ以テ令書受領ノ場合ハ令書受領書ニ木人トノ關係及氏名ヲ明記スベシ
 一、代理受領者ハ速ニ令書アリタル旨木人ニ通達スベシ

備考

- 一、隊長トシテ選定シタル者ニ對シテハ本文ニ其ノ旨附記スルコト
- 二、隊ノ名稱ハ編成令書記載ノ名稱ニ依ルコト
- 三、作業場所在地及名稱、從事スベキ作業内容ハ明確ニ記載スルコト但シ軍機保護上ノ必要ニ依リ地方長官若ハ厚生大臣ノ指示アルトキハ之ヲ記載セザルコト
- 四、支給スベキ經費ハ編成令書記載ノ内容ニ依リ記載スルコト
- 五、「注意事項」欄ニハ服装、携帶品其ノ他協力ニ必要ナル注意事項ヲ記載スルコト
- 六、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルコト
- 七、協力令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲サシムルモ妨ゲザルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正ノ件
(昭和十八年五月二十日
厚生、文部省令第一號)

第四條第二項中「女子高等師範學校」ノ下ニ「師範學校」ヲ加フ

(迫三ノ六)

第五條關係

110、1

0853

國民勤勞報國協力令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十日
厚生、文部省令第二號)

(追三ノ七)

第一條第六號ヲ第七號トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六 國家總動員上必要ナル證券ノ生産ニ關スル業務

第四條第二項中「協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要スル場合」

ヲ「協力ヲ受ケントスル場合」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第七條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存ス

ル區域ニ於テハ區長トス」ニ改ム

第十八條 常時隊組織ノ編成アル市町村其ノ他ノ團體又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊

編成令書トアルハ國民勤勞報國隊出動令書又ハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊

組織ヲ以テ國民勤勞報國隊ト看做ス

第十九條中「東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總

監」ニ改ム

様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府ニ在リテハ警視總監」氏名欄ヲ「東京都

東京府知事

氏名欄

「東京都

第五條關係

二〇ノ三

0854

ニ在リテハ東京都長官團
警視總監團ニ改ム

附 則

令ハ公布ノ本日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

國民勤勞報國際協力申請(請求)書

二〇ノ四

所要期間 自昭和 至昭和 年 年 月 月 日 日	人員		性別 作業ノ内容	作業場		
	女	男		事業ノ種類	名稱	所在地
所要人員 對スルニ 望ム	人	人	關	從業員數	男	人
	人	人			女	人
	人	人		計	人	人

(進)ノ(世)

0855

(道二ノ三〇)

支給	手當又ハ謝金	食費	宿泊料	旅費	其ノ他	金額	宿舎及給食ノ概要	災害、疾病、死亡等ニ對スル扶助ノ内容ニ保健、衛生、救護施設ノ概要	申請(請求)ノ理由	備考	作業時間及休憩時間	時	分	始業	終業	休憩時間	時	分	作業指導者ノ職氏名	事務擔當者ノ職氏名
											時	分	時	分	時	分	時	分	時	分

右國民勤勞報國隊ノ協力相受度此段及申請(請求)候

昭和 年 月 日

住 所 (團體ナルトキハ其ノ所在地)

申請(請求)者氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者氏名)◎

(厚生大臣)

第五條關係

三〇ノ五

0856.

(文部大臣
厚生大臣)

府縣知事

殿

(警視總監)

(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京都ニ在リテハ
東京都長官
警視總監)

(北海道廳長官)

備考

一、申請(請求)書ニハ地方長官ニ申請(請求)スルトキハ副本一通、厚生大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本二通、文部、厚生兩大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本三通ヲ作成添付スルコト

二、「所要人員」欄ニハ従事スベキ作業ノ内容ヲ具體的ニ記載シ、作業數種アルトキハ其ノ作業種別毎ニ、所要人員ヲ性別ニ記載スルコト

三、「所要期間」欄ニハ勤勞報國隊ノ協力ヲ必要トスル期間(年半期ヲ限度トス)ヲ記載スルコト

四、「所要人員並期間」對スル希望「欄」ニハ所要人員ノ年齡範圍、特殊技能ノ要否、同一人ニ依ル

(追三ノ四)

二〇ノ六

0857

協力期間、特別ノ條件ヲ必要トスルモノ（學生生徒ニ依ル協力ヲ希望スルトキハ其ノ學校ノ程度及種類別）等ニ付希望スベキ事項ヲ記載スルコト

五、「作業指導者ノ職氏名」欄ニハ勤勞報國隊ノ作業中ノ指導監督ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ「事務擔當者ノ職氏名」欄ニハ勤勞報國隊ノ事務處理ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ記載スルコト

六、「支給經費」欄ニハ經費別ニ支給ノ有無、一人當ノ金額、現物支給ノトキハ其ノ内容ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及給食ノ概要」欄ニハ申請（請求）者ニ於テ準備スル宿泊施設及給食ノ概要ヲ記載スルコト

八、「保健、衛生、救護施設ノ概要」欄ニハ施設ノ有無、施設ノナキトキハ其ノ措置方法ヲ記載スルコト

九、「申請請求ノ理由」欄ニハ勤勞報國隊ノ協力ヲ受ケントスル理由ヲ具體的且詳細ニ記載スルコト

十、「備考」欄ニハ携帶品、作業用具（衣類）ノ準備狀況等其ノ他勤勞報國隊ノ出勤ニ付必要ナル事項ヲ記載スルコト

第五條關係

國民勤勞報國協力令第十條第六號ノ工場、事業場ヲ指定ノ件

(昭和十六年十二月一日
厚生省告示第五百三十一號)

工場事業場管理令ニ依ル陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理ニ係ル工場事業場

〇三三〇

第五條關係

二

0859

國民勤勞報國協力令第十一條第一號ノ總動員業務ヲ指定ノ件

(昭和十六年十二月一日
厚生省告示第五百三十二號)

(三五)

左ノ事業ニ於ケル總動員業務

- 一 農林業、但シ左ノ事業ヲ除ク
(一) メロン、ブラッドオレンジ、ジョツパーオレンジ及西洋梨ノ栽培
(二) 加熱設備ヲ有スル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培
(三) 豌豆、枝豆、芽豆、茗荷等ノ硝子室、障子室其ノ他保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ促成栽培
(四) 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植、栽培
- 二 畜産業
- 三 水産業(但シ眞珠、珊瑚及觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖ヲ除ク)
- 四 探鑛業
- 五 土石採取業(但シアルミニウム原鑛、工業用特殊陶磁器用陶磁器原石、耐火煉瓦用原石及粘土ノ採取業ノミ)
- 六 金屬精鍊業及材料品製造業
- 七 鑄物業
- 八 前二號以外ノ金屬工業但シ左ノ一ニ該當スルモノ
(一) 連鎖製造業(海運關係ノミ)
(二) 銅索製造業

第五條關係

二三

0860

- (三) ボルト、ナット、座金、銕及釘類製造業
- (四) 針金類製造業
- (五) 五ガロン罐、ドラム罐及軍需用ブリキ罐製造業
- (六) 蹄鐵及蹄釘製造業
- (七) 火造（鍛冶）業
- (八) 熔接業（軍需用ノミ）
- 九 原動機類製造業
 - 一〇 電氣機械器具類製造業
 - 一一 電線及電纜製造業
 - 一二 電池製造業（軍需用、生擔附帶用ノミ）
 - 一三 工作機械器具製造業
 - 一四 採鑛選鑛及精鍊機械器具製造業
 - 一五 化學工業用機械器具類製造業（但シ民需用化學工業用機械器具製造業、窯業用及製紙用機械器具製造業ヲ除ク）
 - 一六 鐵道車輛製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 蒸氣機關車及電氣機關車製造業
 - (二) 機械部分品及附屬品製造業
 - (三) 貨車及其ノ部分品並ニ附屬品製造業
 - (四) 産業開發用小型蒸氣機關車製造業
 - 一七 自動車製造業（但シ大型自動車及其ノ部分品並ニ附屬品製造業ノミ）

- 一八 船舶製造業（但シ總噸數五〇〇噸以上ノ鋼船及軍需用船舶製造業ノミ）
- 一九 航空機及航空機部分品製造業
- 二〇 運搬機械製造業
- 二一 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 二二 農業用機械器具製造業
- 二三 計測器類製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
電氣計器製造業
- (一) 計器類製造業
- (二) 其ノ他ノ計器製造業（但シ度量衡器、ガス及水量メートル、寒暖計、體溫計ノ製造業ヲ除ク）（軍需用ノミ）
- (三) 試驗及検査機械器具製造業（軍需用、生擴用ノミ）
- (四) 學術及醫務機械器具製造業
- 二四 光學機械器具製造業（但シ寫眞機類製造業ヲ除ク）（軍需用ノミ）
- 二五 照明用機械器具製造業（但シ電球及懐中電燈製造業ヲ除ク）（軍需用、鑛山用ノミ）
- 二六 銃砲彈丸兵器類製造業（軍需用ノミ）
- 二七 第九號乃至第二十七號以外ノ機械器具製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
（一） 瓣、コック、ベルト車、車輪及車軸製造業（軍需用ノミ）
軸受製造業
- (二) 齒車製造業（軍需用、生擴用ノミ）
- (三) 電氣及通信機械器具裝置業

第五條關係

0862

三〇 製薬業（醫藥製造業ノミ）

三一 工業藥品製造業、但シ左ノ一ニ當該スルモノ

ソーダ製造業（軍需用ノミ）

硫酸製造業

磷製造業（軍需用ノミ）

壓縮ガス製造業（但シ鹽素、炭酸ガス、アンモニア、窒素、臭素ノ製造業ノミ）

カーバイト製造業

(六)(五)(四)(三)(二)(一)

其ノ他ノ工業藥品製造業（但シ鹽酸、晒粉、アルコール、ヨード、ヨードカリ、硝酸、人造氷晶石、シアンナトリウム、シアンカリ、合成ゴム及軍需用ノ重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ、石炭酸、醋酸、ブチルアルコール、アセトン、ホルマリン、エーテル、グリセリン、グリコール、合成ベンゾール、合成トルオール、合成硝石、合成硝酸、メタノールノ製造業ノミ）

三二 製鹽業

三三 染料及中間物製造業（但シ天然染料及硫化染料製造業ヲ除ク）

三四 塗料及顔料製造業、但シ左ノ一ニ當該スルモノ

(一) 漆液製造業（軍需用ノミ）

(二) 塗料製造業（船底塗料製造業ノミ）

(三) 顔料製造業（但シカーボンブラック、アセチレンブラック及軍需用ノ硫酸バリウム、リトボン、チタン

白、鉛白、群青、紺青、ベンガラノ製造業ノミ）

三五 發火物製造業（但シマッチ及煙火ノ製造業ヲ除ク）

(113)

- 三六 礦物油製造業
- 三七 植物油類製造業（但シ植物油脂製造業及軍需用樟腦製造業ノミ）
- 三八 加工油製造業（軍需用ノミ）
- 三九 ゴム製品製造業（但シタイヤ及チューブ（自動車用ヲ除ク）、防毒具（軍需用、生擴附帯用）、ゴムベルト及工業用品ノ製造業ノミ）
- 四〇 パルプ製造業
- 四一 セルロイド製造業（但シ軍需用ノベンジルセルローズ、ジアセチルセルローズ製造業ノミ）
- 四二 化學纖維製造業（但シス・フ製造業ノミ）
- 四三 肥料製造業（但シ魚粕、魚粉以外ノ動物質肥料製造業ヲ除ク）
- 四四 皮革及皮革製品製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
製革業（軍需用ノミ）
- (一) 馬具及ベルト製造業（軍需用ノミ）
- (二) 第三〇號乃至第四四號以外ノ化學工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
リノリウム製造業（軍需用ノミ）
- (三) 醫科用X線フィルム製造業
- (四) タンニン製造業
- (五) 殺虫劑及防腐劑製造業（農業藥劑製造業ノミ）
- (六) 研磨材料及研磨用品製造業
- (七) 炭素製品製造業（軍需用、生擴用ノミ）
コークス製造業

第五條關係

- (八) 化學兵器製造業
- 四六 電氣業
- 四七 光學ガラス製造業 (軍需用ノミ)
- 四八 セメント製造業
- 四九 煉瓦及耐火物製造業 (軍需用ノミ)
- 五〇 石棉製品製造業 (但シ軍需用、生擴附帶用ノ工業用品製造業ノミ)
- 五一 紡績工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
ス・フ糸紡績業
- (一)(二)(三)(四) 擦糸業 (但シ軍需用ノ綿擦糸業及絹擦糸業ノミ)
純綿、混紡綿、麻、純毛ノ織物製造業 (ガーゼ以外ハ軍需用ノミ)
ス・フ織物業 (但シ繻帶、リント、三角巾、腹巻ノミ)
- 五二 製材業
- 五三 鑄物用木型製造業
- 五四 土木建築業 (軍需用、軍備用ノミ)
- 五五 綿、麻、毛及絹製綱繩及綱製造業 (軍需用、海運用、漁業用ノミ)
- 五六 雜工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
(一) 義肢製造業
(二) 醫療材料品製造業
(三) 寶石類加工業 (軍需用、生擴用ノミ)
- 五七 運輸業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ

五八 (一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)

鐵道軌道業（但シ鋼索鐵道業ヲ除ク）

貨物自動車運送業

旅客自動車運輸事業

小運送業

港灣運送業

船舶運送業

航空運送業

通信業（但シ郵便（郵便物遞送請負業ヲ含ム）、電信、電話及ラヂオ放送業ノミ）

第五條關係

二九

四二四

0866

國民勤勞報國協力令第十一條第二號ノ規定ニ依リ指定ノ件

(昭和十六年十二月一日
厚生省告示第五百三十三號)

(四二四)

- 一 官吏、待遇官吏又ハ公吏
- 二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル
- 三 身體ノ狀況ニ因リ勞務ニ堪ヘザル者
- 四 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコトニ因リ老者、幼者、不具者又ハ病者ノ保護ニ著シキ支障ヲ生ズル處アル者
- 五 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコトニ因リ生計上著シキ支障ヲ生ズル處アル者

第五條關係

三一

0867